（保険業法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「政令で定める金額は、一の被保険者につき、次の各号に掲げる保険の区分に応じ、当該各号に定める金額」を「保険契約の締結の時点及び保険の種類に応じて政令で定める金額は、一の保険契約者に係る一の被保険者につき、改正法の施行の日から同日から起算して七年を経過する日（以下この条において「基準日」という。）までの間は、次の各号に掲げる保険の保険金額についてそれぞれ当該各号に定める金額及び第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額について五千万円とし、基準日の翌日から同日から起算して五年を経過する日までの間は、次の各号に掲げる保険の保険金額についてそれぞれ当該各号に定める金額に五分の三（第二号に掲げる保険にあっては、三分の二）を乗じて得た金額及び第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額について三千万円」に改め、同条第二号中「てん補する」を「塡補する」に、「のてん補」を「の塡補」に改め、同条第三号中「てん補する」を「塡補する」に改め、同条第五号中「てん補する」を「塡補する」に改め、同条第六号中「保険」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

七　低発生率保険（法第三条第五項第一号に掲げる保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれるものとして内閣府令で定めるものをいう。）　五千万円

附則第三条に次の一項を加える。

2　基準日の翌日から同日から起算して五年を経過する日までの間に保険を引き受ける場合において、基準日に保険契約者であった者（以下この項において「既契約者」という。）との間で当該既契約者が基準日に締結していた保険契約（以下この項において「既契約」という。）に係る保険と前項各号に掲げる保険の区分が同一の保険に係る保険契約を締結し、かつ、当該保険契約の被保険者のうちに既契約に係る被保険者（以下この項において「既被保険者」という。）が含まれるときは、当該既被保険者については、前項の規定にかかわらず、改正法附則第十六条第一項に規定する保険契約の締結の時点及び保険の種類に応じて政令で定める金額は、前項各号に掲げる保険の保険金額についてそれぞれ当該各号に定める金額とし、かつ、同項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額について五千万円とする。

附則第四条を次のように改める。

（一の保険契約者に係る保険金額に関する経過措置）

第四条　改正法附則第十六条第一項の適用を受ける少額短期保険業者（附則第六条において「特定保険業者であった少額短期保険業者等」という。）については、保険業法施行令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百九十二号）による改正後の保険業法施行令第三十八条の九の規定を適用せず、一の保険契約者に係る一の被保険者についての保険金額が前条に定める保険契約の締結の時点及び保険の種類に応じた金額を超えてはならず、かつ、一の保険契約者に係る被保険者の総数が、同令第三十八条の九第一項に規定する総保険金額が同項に規定する上限総保険金額を超えない場合（同条の規定が適用されるとしたならば同条第二項の規定の適用があることとなる場合を含む。）を除き、百人を超えてはならないものとする。

附則第五条の二第一項中「及び次条」を「から第六条まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（移行法人に関する権限の委任）

第五条の三　長官権限のうち、改正法附則第五条第五項の規定による指定の権限は、同項に規定する移行法人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

（保険業法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十二年改正法による改正後」を「保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）による改正後」に改め、同項の表旧平成十七年改正法附

第二編第七章第一節	第二編第七章第一節（第百三十八条を除く。）
同条において準用する新保険業法第百三十六条第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」	新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第百三十五条第一項中「この法律及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）」と、「及び少額短期保険業者」とあるのは「、少額短期保険業者及び認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。第百三十九条第二項において同じ。）」と、同条第二項中「公告」とあるのは「公告又は通知」と、同条第三項及び第四項中「移転会社」とあるのは「移転会社又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百九条第一項（社員総会の招集の通知）若しくは第百八十二条第一項（評議員会の招集の通知）

則第四条第七項の項中

第百三十六条第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」	第百三十五条第一項中「この法律及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）」と、「及び少額短期保険業者」とあるのは「、少額短期保険業者及び認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。第百三十九条第二項において同じ。）」と、同条第二項中「公告」とあるのは「公告又は通知」と、同条第三項及び第四項中「移転会社」とあるのは「移転先会社」

を